

寝屋川市総合教育会議

平成 27 年 7 月 22 日（水）15 時～

議会棟 4 階第 1 委員会室

会議次第

- 1 開会
- 2 寝屋川市教育大綱（素案）について
- 3 閉会

[配布資料一覧]

- (1) 「寝屋川市総合教育会議運営要綱」及び「寝屋川市総合教育会議傍聴要領」
- (2) 寝屋川市教育大綱（素案）

寝屋川市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置された寝屋川市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営について、同条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(説明員)

第2条 会議は、円滑な議事運営を図るため、必要と認めるときは、法第1条の4第2項各号に掲げる者以外の者を説明員として出席させることができる。

(招集の手續)

第3条 会議は、市長が毎年1回以上、日時を定めて招集する。

2 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を教育委員会に通知しなければならない。ただし、会議の招集が緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、会議を招集したときは、会議の開催の日の1週間前までに会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を告示する。

4 前2項の規定にかかわらず、案件が緊急を要するときは、第2項の規定による通知又は前項の規定による告示をしないで、当該案件を会議に付議することができる。

(議長)

第4条 市長は、議長として会議を代表するとともに、会議の議長となり、会議の開会、散会、延会、中止等の議事の進行を行う。

(会議の順序)

第5条 会議は、おおむね次の各号に掲げる順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 報告事項
- (3) 協議・調整事項
- (4) 閉会

(傍聴)

第6条 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴について必要な事項は、会議の事務局を担当する部の部長が定める。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(議事録の記載事項)

第8条 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 前号に掲げる者のほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議事内容（協議・調整事項等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認める事項

(事務局)

第9条 会議の事務局は教育委員会事務局学校教育部教育総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

寝屋川市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市総合教育会議運営要綱（平成27年6月8日制定。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、寝屋川市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 傍聴人の定員は、会議を行う会場（以下「議場」という。）の状況等に応じて別に定める。

2 教育総務課長は傍聴を希望する者が傍聴人の定員を超えるときその他必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順とし、会議開始の30分前から開始する。

3 傍聴券は、第1項の規定により傍聴人受付簿に必要事項を記入した者に対し、傍聴人の定員の数を限度として先着順で交付するものとする。

4 傍聴人は、議場から退場する際に傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者

(2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者

(3) たすき、ゼッケン、ヘルメット、鉢巻き、腕章その他これらに類するものを携帯している者

(4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

(5) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者（第6条ただし書の規定により許可を得た者を除く。）

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場及び傍聴席の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しないこととする場合は、速やかに議場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局の係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任等)

第10条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。

寝屋川市教育大綱（素案）

～夢を育む教育・協育を目指して～

はじめに

今日、社会における高度情報化やグローバル化が大きく進み、私たちを取り巻く環境は、想像以上の速さで変化するとともにコミュニケーションの方法や価値観が多様化しています。

また、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、生産年齢人口の減少を始め、人間関係の希薄化や家庭の孤立等が懸念される中、子どもの安全、子育て支援、まちの活力維持等が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、教育行政においては、子どもの命を守るとともに、子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜いていくために必要な力を育むこと、また、市民が心豊かに生きがいをもって暮らせる環境を充実させていくことが重要です。

小中一貫教育における義務教育9年間を見通した子どもの育成や市民が地域で生き生きと暮らせるよう、生涯にわたり学べる環境づくりを進めていくことが必要であります。

未来の宝である子どもたちが夢と希望をもって力強く将来へ歩を進めることができるよう、教育改革を進めるとともに、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、関係団体等との連携を深め、市民に信頼され、期待される教育の実現を目指します。

市の教育行政の更なる発展に向け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をここに策定します。

平成 27 年 月 寝屋川市長 北川 法夫

基本理念：『夢を育む教育・協育』

教育とは人づくりであり、社会全体が協力関係を築き、共に学び合い、共に育み合うことが重要です。

地域社会を構成する人と人が相互のネットワークを形成し、地域に根付いた文化やコミュニティの下、互いに支え合うことで、未来の宝である子どもたちを始め、市民の夢を育む学びのまちづくりが可能となります。

ついでには、「学校」、「家庭」、「地域」、「市」がそれぞれに自律し、それぞれの役割を担い、同じ理念を共有して、連携・協力する中で、共に子どもや市民の夢を熱意と優しさをもって見守り、育てる、「夢を育む教育・協育」を推進します。

対象期間等

策定から概ね4年間（平成27年度～平成30年度）の大綱とします。なお、大綱が示す基本理念の実現に向け、実施計画を策定し、取り組んでいくこととします。

また、そのため市の限りある貴重な経営資源を効率的に活用し、市の様々な部局と教育委員会が相互に協力、連携し、行動するものとしてします。

それぞれが自律し、役割を担い、同じ理念を
共有する中で連携・協力し、熱意と優しさをもって
見守り育てる、夢を育む教育・協育の推進



子ども・市民の

夢

基本理念を支える4つの基本方針

「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、4つの基本方針を根幹に据え、戦略的かつ総合的な取組を推進します。

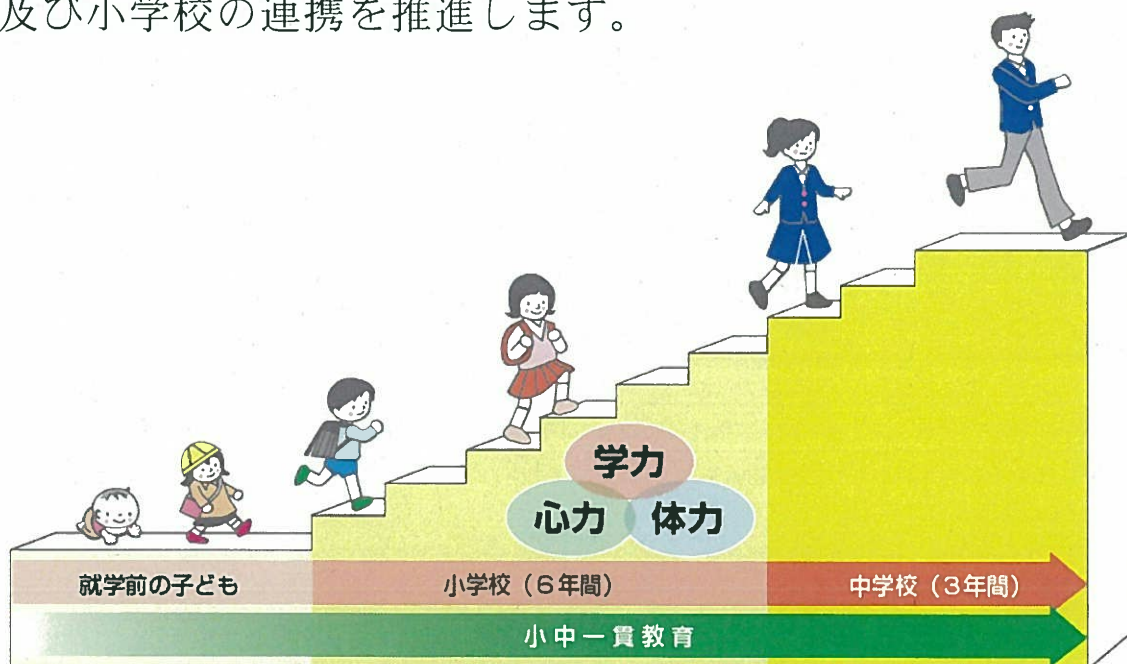
生きる力、学ぶ力を育む

社会の高度情報化やグローバル化の進展などへの対応を始め、社会生活に必要な思いやりや豊かな心の醸成など、将来を見据えた子どもたちの「生きる力」を育みます。

特色ある中学校区づくりを進める中、英語教育やICT教育等の取組を推進する等、子どもたち一人一人の自ら学ぶ力を育み、学力・心力・体力の向上を図ります。

特に、小中一貫教育においては、家庭・地域との連携をより強化し、新たな体制や制度構築を進め、次のステージへの飛躍を図ります。

また、幼児一人一人の発達や特性に応じた特色ある幼稚園づくりに取り組むとともに、小中一貫教育を見据えた保育所園、幼稚園及び小学校の連携を推進します。



安心して学べる環境で育む

次代を担う子どもたちが安心して学び、夢や希望を持ち、未来へ力強くチャレンジすることができる教育環境を充実するため、子どもの命に関わるいじめへの対応はもとより、ソフト・ハード面を問わず、様々な側面から教育環境の整備を推進します。

また、市の関連する施策や事業と相互連携を図り、相乗的により高い効果が得られる体制づくりを進めます。

地域の絆で育む

子どもたちは、まちの発展に限りない可能性を秘めた未来の宝であり、その育成は、多様な経験と知識を有する地域の貴重な「人財」に支えられています。

人と人がつながる「地域の絆」、またそこから生まれる地域の教育力をいかし、学校、家庭、地域が共に支え合う強固な地域ネットワークの中で、青少年の健全育成を推進します。

生涯の学びを育む

市民が積極的、継続的に学習、文化芸術、スポーツ活動に親しみ、豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びやスポーツを発見し、活動できる環境づくりを進めます。

また、市民の活動に係る成果を発表できる場の提供や、知識・技術をいかせる機会の拡充等に努めます。